

令和 6 年 1 2 月市議会定例会議 経済民生常任委員会資料

議案第 1 5 9 号	福島市文化財保護条例の一部を改正する条例制定の件	・ ・ ・	2	頁
議案第 1 6 4 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する 条例制定の件 ・ 福島市客引き行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例	・ ・ ・	4	頁
議案第 1 5 2 号	令和 6 年度福島市一般会計補正予算（第 6 号）	・ ・ ・	5	頁
議案第 1 5 5 号	令和 6 年度福島市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第 3 号）	・ ・ ・	9	頁

市民・文化スポーツ部

議案第159号

福島市文化財保護条例の一部を改正する条例制定の件

(議案書 P27)

福島市文化財保護条例の一部を改正する条例(案)要旨

1 改正する項目

民俗文化財の定義の改正(第2条第4号)

2 条例改正の背景及び内容

文化財として保護・継承するため調査している土湯伝統こけし製作技術について、民俗文化財の「民俗技術」として市指定文化財とすることを目指しているが、本条例の民俗文化財の定義に「民俗技術」が規定されていないため、条例第2条第4号に「民俗技術」を加える改正を行うものである。

なお、「民俗技術」とは、生活や生業に関わる製作技術など地域において伝承されてきた技術のことをいう。

3 条例施行予定日

公布の日から施行

4 新旧対照表

改正後	改正前
(定義) 第2条 この条例で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。 (1)～(3) (略) (4) 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、<u>民俗技術</u>及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で生活の推移の理解のため欠くことのできないもの(以下「民俗文化財」という。)	(定義) 第2条 この条例で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。 (1)～(3) (略) (4) 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で生活の推移の理解のため欠くことのできないもの(以下「民俗文化財」という。)

※ () が改正部分

議案第164号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件

(議案書P37～P39)

1 関係条例の改正

福島市客引き行為等の防止に関する条例第6条に規定している「懲役」を「拘禁刑」に改正。

2 条例改正の背景及び内容

(1) 条例改正の背景

刑法等の一部を改正する法律において、禁錮刑及び懲役刑が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されたことに伴い、当条例においても罰則規定の改正を行うものである。

(2) 条例改正の内容

指定区域内の公共の場所において、接待して飲食をさせる行為や、性的好奇心をそそる行為の提供を受ける客となるように客引きや誘引する行為に対する罰則規定の「懲役」を、「拘禁刑」とするものである。

3 条例施行予定日

令和7年6月1日施行（刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行日に合わせる。）

4 新旧対照表

改正後	改正前
(罰則) 第6条 第三条の規定に違反した者は、三月以下の<u>拘禁刑</u>又は二十万円以下の罰金に処する。 2 常習として第三条の規定に違反した者は、六月以下の<u>拘禁刑</u>又は五十万円以下の罰金に処する。	(罰則) 第6条 第三条の規定に違反した者は、三月以下の<u>懲役</u>又は二十万円以下の罰金に処する。 2 常習として第三条の規定に違反した者は、六月以下の<u>懲役</u>又は五十万円以下の罰金に処する。

※ () が改正部分

議案第152号 令和6年度 福島市一般会計補正予算（第6号）【文化振興課】

<歳 出> 補正予算説明書 P12 (単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				説明
				特定財源			一般財源	
				国県 支出金	地方債	その他		
1 0 教育費 6 社会教育費 6 文化施設費	770, 518	6, 200	776, 718		5, 500		700	○音楽堂費 6, 200 施設改修事業費 6, 200

繰越明許費補正（追加） 議案書 P10 (単位：千円)

款	項	事業名	金額
10 教育費	6 社会教育費	音楽堂改修事業	6,200

【補正概要】

○膨張水槽更新工事

令和6年11月に実施した冷暖房切替作業時に減水警報が発生。膨張水槽から流入する錆による配管の目詰まりが原因であることが特定されたため、膨張水槽を更新する。本工事については、工事期間中冷暖房を停止しなければならず、冷暖房期間外（4～5月）に実施する必要があるため、今年度中に契約し、令和7年度に繰り越して工事を実施するもの。

- ・音楽堂施設概要
 - 所在地 福島市入江町1番1号
 - 構造 鉄筋コンクリート造
 - 建築年度 昭和59（1984）年（築40年）
- ・スケジュール
 - 令和7年1月 入札依頼
 - 2月 契約
 - 部品発注（1カ月半～2カ月）
 - 4月中旬 工事（1カ月）
 - 5月 完了

議案152号 令和6年度 福島市一般会計補正予算（第6号）【文化振興課】

〈継続費補正〉議案書 P9、補正予算説明書 P13

（10款）教育費（6項）社会教育費（6目）文化施設費（事業名）旧広瀬座再整備事業
補正額 76,843 千円

【継続費の補正前後の比較表】

(単位:千円)

事業名	変更前						変更後						補正額
	全体計画						全体計画						
	年度	年割額 (A)	左の財源内訳				年度	年割額 (B)	左の財源内訳				年割額 (B)-(A)
			特定財源			一般財源			特定財源			一般財源	
国県 支出金	地方債	その他	国県 支出金	地方債	その他								
旧広瀬座再整備事業	5	33,725	16,862	15,100	1,763	-	5	33,725	16,862	15,100	1,763	-	0
	6	433,002	186,845	221,400	24,757	-	6	433,002	186,845	221,400	24,757	-	0
	7	326,353	100,483	203,200	22,670	-	7	403,196	138,904	237,700	26,592	-	76,843
	計	793,080	304,190	439,700	49,190	-	計	869,923	342,611	474,200	53,112	-	76.843

（1）補正の趣旨

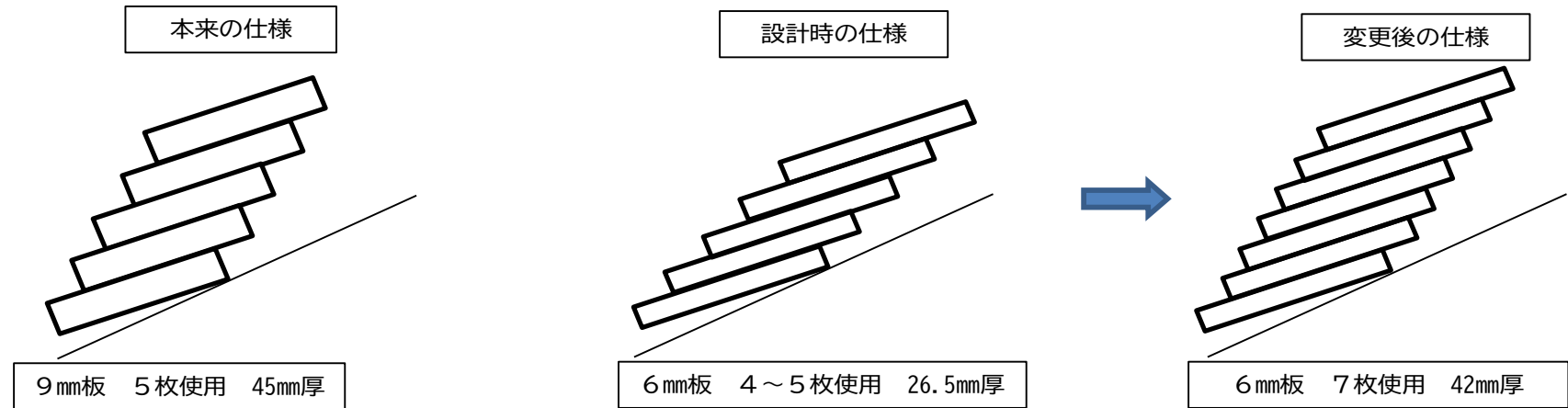
令和6年度より旧広瀬座の屋根について葺き替え工事を実施しているが、葺き替え工事に伴う解体工事の際に、屋根の本来仕様が当初設計した仕様と相違することが判明。文化庁調査官による現地確認の結果、より原形に近く、屋根の強度上昇が期待できる仕様へ変更するよう指導を受けたものである。

本補正予算は、当初実施設計より工事費及び工事監理費が増額となることに伴い、継続費の総額および年割額を変更するものである。

(2) 主な内容

①こけら葺きのこけら板使用枚数の増

■ こけら板仕様変更イメージ



②こけら葺きのイメージ写真



議案第152号 令和6年度 福島市一般会計補正予算（第6号）【文化振興課】

債務負担行為補正（追加） 議案書 P12 補正予算説明書 P15 （単位：千円）

事項	期間	限度額
古関裕而を活かしたまちづくり事業	令和6年度から 令和7年度まで	16,500

「古関裕而のまち・ふくしま」の進展と発展に加え、昭和から現代にまで歌い継がれる名曲を生み出した古関裕而の功績をレガシーとして継承し、次世代を担う作曲家の育成と世界へ羽ばたく機会を創出するため、100年の計としてのコンクールを開催。第三回は、本選会を令和8年1月25日に開催予定であり、本年度中に作品募集を開始する必要があるため、債務負担行為追加する。

【事業概要】

名 称：第三回福島市古関裕而作曲コンクール

日 程：作品募集 令和7年2月20日～8月18日まで

第一次審査 令和7年10月24日

本選会 令和8年1月25日

対 象：吹奏楽

審 査：審査員 池辺晋一郎（委員長）、天野正道、伊藤康英、長生淳、渡辺俊幸（五十音順）

方 法 第一次審査 譜面審査（非公開）

本 選 会 公開演奏による審査

会場：ふくしん夢の音楽堂（福島市音楽堂）

指揮：飯森範親

演奏：シエナ・ウインド・オーケストラ

・審査にあたっては、旋律の美しさ、若年層にも演奏可能であることを重視

表 彰：第一位 賞金総額50万円、福島市長賞（トロフィー）及び賞状

副賞（福島市産のフルーツギフト1年分）、出版会社から楽譜を出版

第二位 賞金20万円及び賞状

第三位 賞金10万円及び賞状

エール賞 盾と賞状

入 選 賞状



【事業内容】 企画制作等業務委託、会場運営等業務委託

議案第155号 令和6年度福島市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第3号） 【国保年金課】

<歳 出> 補正予算説明書 P30

（単位：千円）

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				説 明
				特定財源			一般財源	
				国 県 支出金	地方債	その他		
2保険給付費 1療養諸費 2療養費	70,897	3,974	74,871	県 3,974	-	-	-	◇療養諸費追加 3,974千円 ○療養費 3,974千円 【補正の内容等】 療養費が増加傾向にあり、被保険者に係る療養費の支給に要する費用の不足が見込まれるため、不足分を追加するもの。
2高額療養費 1高額療養費	1,814,471	190,097	2,004,568	県 190,097	-	-	-	◇高額療養費追加 190,097千円 ○高額療養費 190,097千円 【補正の内容等】 医療費が増加傾向にあり、被保険者に係る高額療養費の支給に要する費用（保険者負担）の不足が見込まれるため、不足分を追加するもの。